平成２１年（フ）第１９２７号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　４棟405号
債務者　塩川　弘之
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３６号
福岡市西区生松台３丁目20番３号
債務者　春田　博之
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９６２号
福岡市西区上山門１丁目20番14―105号
債務者　岸本　千穂（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７３号
福岡市東区千早２丁目47番７号
債務者　伊佐智加子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７９号
福岡市中央区渡辺通１丁目８番17―503号
債務者　山上万里子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵470番地１ヌーボヴァンベール103号
債務者　佐々木裕二
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０１２号
福岡市早良区野芥７丁目31番18号
債務者　片岸　京子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０１６号
福岡市城南区梅林５丁目14番12―306号
債務者　溝口　翔太
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０１８号
福岡市中央区小笹５丁目10番11―503号
債務者　戸坂　博之
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２５号
福岡市東区多々良２丁目20番17―２号
債務者　榊原　道弘
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０３８号
福岡市早良区星の原団地80番104号
債務者　奥村長久男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４６号
福岡県春日市岡本１丁目79番地ベネッセ春日203号
債務者　吉岡恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４７号
福岡市博多区吉塚３丁目８番13号
債務者　柴原　剛男（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４８号
福岡市南区大楠３丁目７番５―409号
債務者　佐藤　　綾
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０５６号
福岡市城南区片江３丁目17番27号
債務者　松木　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６１号
福岡市博多区那珂５丁目６番22―801号
債務者　濱崎　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６４号
福岡市西区姪の浜５丁目12番15―201号
債務者　明石　修二
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６９号
福岡市南区柳河内２丁目６番８―207号
債務者　大川　輝章
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部